

# 技術開発敵対会社別 リストの見方

2025年10月31日  
Y K S 特許評価株式会社

「技術開発敵対会社別リスト」は、敵対的な審判（無効審判や異議申立など）を会社ごとに一覧表にしたものです。

本リストは、（1）攻撃側と（2）防御側の2つに分かれています。当該会社がある会社（又は個人）を攻撃している審判を（1）攻撃側、当該会社がある会社（又は個人）から攻撃を受けている審判を（2）防御側としています。

\*データ更新日において、10年以内に請求されたものおよび対象特許権が現存しているものを集計しています。また審判番号の新しい順に記載しています。

## （1） 攻撃側

**技術開発敵対会社別リスト （1） 攻撃側**

①  
作成日：2025年4月30日  
データ更新日：2024年12月末日

②  
**1801 大成建設**

No.	審判種別	審判番号	請求人（攻撃側）		被請求人（防御側）		被請求人対象権利		結果	
			証券コード	会社名	証券コード	会社名	特許番号	発明の名称		Y K S 技術業種分類コード・名称
1	判定	2017-600053	1801	大成建設株式会社	未上場	株式会社 竹中工務店	661059	木材と金属部材のアンボンド合成軸力部材	0103R01_建設部材・構造・特殊建造物	成立
2	判定	2017-600052	1801	大成建設株式会社	未上場	株式会社 竹中工務店	661059	木材と金属部材のアンボンド合成軸力部材	0103R01_建設部材・構造・特殊建造物	成立

③ ④ ⑤ ⑥-1 ⑦-1 ⑧ ⑨

## （2） 防御側

**技術開発敵対会社別リスト （2） 防御側**

①  
作成日：2025年4月30日  
データ更新日：2024年12月末日

②  
**1801 大成建設**

No.	審判種別	審判番号	請求人（攻撃側）		被請求人（防御側）		被請求人対象権利		結果	
			証券コード	会社名	証券コード	会社名	特許番号	発明の名称		Y K S 技術業種分類コード・名称
1	異議	024-700744	未上場	渋谷 都	1801	大成建設株式会社	7430147	繊維補強モルタルの押出積層方法	0101R04_セメント・コンクリート部材	審判中
					5233	太平洋セメント株式会社			0406R03_セラミック製造・成形	
2	異議	024-700022	未上場	出川 栄一郎	1801	大成建設株式会社	7312637	クレーン計画支援システム	0904R03_C A D	不成立
									0904R04_C Gアニメーション	
3	異議	023-701387	未上場	出川 栄一郎	1801	大成建設株式会社	300242	汚染水処理方法	0204R01_水処理	不成立
									1105R01_パイプ	

③ ④ ⑤ ⑥-2 ⑦-2 ⑧ ⑨

- ① 当リストの作成日と作成に用いたデータ更新日。
- ② 証券コード、会社の名称。
- ③ 本リスト上での整理番号。数字が小さいほど審判請求日が新しいものであることを表す。
- ④ 審判の種別。略称で表示。各略称及びその内容は次のとおり。  
「異議」= 異議申立      「一部異議」= 一部異議申立      「無効」= 無効審判      「一部無効」= 一部無効審判      「判定」= 判定
- ⑤ 特許庁に審判請求された審判に対して特許庁が付した審判の識別番号。
- ⑥-1 審判請求人としての当社、又は同社と共同で審判請求をしている会社（個人の場合もあり）の特定情報。  
上場会社は証券コード、未上場会社又は個人は「未上場」と表記。会社名及び個人名は審判請求時のまま。
- ⑥-2 同社に対して審判請求をした会社（個人の場合もあり）の特定情報。  
上場会社は証券コード、未上場会社又は個人は「未上場」と表記。会社名及び個人名は審判請求時のまま。
- ⑦-1 同社が審判請求をした相手方の会社（個人の場合もあり）の特定情報。  
上場会社は証券コード、未上場会社又は個人は「未上場」と表記。会社名及び個人名は審判請求時のまま。
- ⑦-2 審判の被請求人としての同社又は共同で審判の被請求人となった会社（個人の場合もあり）の特定情報。  
上場会社は証券コード、未上場会社又は個人は「未上場」と表記。会社名及び個人名は審判請求時のまま。
- ⑧ 同社が審判請求した相手方会社の対象権利の特定情報。  
特許番号 = 特許庁から付与された特許の識別番号      発明の名称 = 特許された発明の名称  
Y K S 技術業種分類コード・名称 = 当該特許が属する Y K S 技術業種分類における小分類コード及びその名称。  
ただし、一つの特許が、複数の小分類に属する場合もある。
- ⑨ 審判結果の情報。各略称及びその内容は次のとおり。  
「不成立」= 特許権は存続している。      「成立」= 審判請求が成立し、無効審判の場合には特許権は消滅。判定請求の場合には請求人の申立通りの結論。  
「一部成立」= 審判請求が一部で成立し、無効審判の場合には特許権の一部が消滅。判定請求の場合には一部成立はなし。  
「却下」= 請求自体が成り立たなかった。      「請求取下」= 一旦請求したが、請求人の都合により審判等を取りやめた。  
「審判中」= 特許庁において審理中であり、結論が出ていない。